

## 児童ポルノアドレスリスト提供規約

(目的)

### 第 1 条

本規約は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会（以下「当法人」という）が作成する児童ポルノアドレスリストを利用者に提供することについて、当法人と利用者との権利義務等について定めたものである。

(利用の申込み)

### 第 2 条

1. 児童ポルノアドレスリストの利用資格は、インターネットサービスプロバイダ、検索エンジン事業者、フィルタリングサービス提供事業者及びその他当法人が認めたものとし、原則として、既に児童ポルノアドレスリストの提供を受けている2名以上のものの推薦を受けた上で、当法人の指定する方法により当法人に利用を申し込まなければならない。
2. 当法人は、以下の各号のいずれかに該当する場合、利用の申込みを承認しないことがある。
  - (1) 児童ポルノアドレスリストを利用する正当な理由がない
  - (2) 過去に当法人から利用の停止等の処分を受けたことがある
  - (3) 入会申込みの登録事項に、虚偽記載、誤記又は記入漏れがある
  - (4) 当法人が不適切と判断した場合
3. 利用の申込みを承認した場合、当法人は、当該利用の申込みをした者に対し、すみやかに通知するものとする。
4. 利用の申込みを承認された者（以下「利用者」という）は、利用にあたり、当法人と児童ポルノアドレスリスト情報の取扱いに関する契約を締結しなければならない。
5. 当法人は、利用の申込みが不承認とされた理由を説明又は開示する義務を負わないものとする。

(利用料)

### 第 3 条

1. 利用者は、定款で定める事業年度（以下「事業年度」という）内のどの時点において利用の提供を受けたかに関わらず、以下の年間利用料を納めなければならない。

年間利用料 5万円 + 消費税
2. 利用者が当法人の正会員である場合には、前項の年間利用料は免除するものとする。
3. 当法人の正会員が設備運用の委託その他の理由により自ら利用者になることに代えて別の利用者を1社指定した場合の当該利用者についても、前項と同様とする。

- 4 . 利用料は、原則として当法人発行の請求書による一括払いとし、利用の申込みが承認されたことを知らせる当法人からの通知があった日の翌月末日までに当法人が指定する銀行口座に振込みによって入金するものとする。
- 5 . 本規約第7条2項により利用資格が更新された場合には、利用料は、更新年度の最初の月末までに当法人が指定する銀行口座に振込みによって入金するものとする。
- 6 . 一度納められた利用料については、如何なる理由をもっても返還しない。

( 提供の一時中断 )

#### 第 4 条

当法人は次の各号に該当する場合には、利用者に事前に連絡することなく、児童ポルノサイトアドレスリストの提供を一時的に中断することがある。この場合、当法人は可能な限り速やかに再開するよう努力するが、中断期間に相当する利用料の返還は行わない。

- ( 1 ) 火災、停電等により提供ができなくなった場合
- ( 2 ) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により提供ができなくなった場合
- ( 3 ) 戦争、暴動、争乱等により提供ができなくなった場合
- ( 4 ) その他、運用上、技術上、提供の一時的な中断を必要と判断した場合

( 利用者の義務 )

#### 第 5 条

利用者は、以下の各号に定める義務を負う。

- ( 1 ) 本規約その他諸規定、第2条第5項に定める児童ポルノアドレスリスト情報の取扱いに関する契約及び法令に従う。
- ( 2 ) 当法人の利用料を本規約第3条の期限までに納入する。

( 利用資格の有効期間 )

#### 第 6 条

- 1 . 利用資格及び利用料の有効期間は、当法人が会員に対して利用の申込みを承認する通知をしてから、進行中の事業年度末日までとする。
- 2 . 有効期間満了日の1ヶ月前までに、当法人又は利用者より相手方に対し、書面又は電子メールによる特段の意思表示がない場合には、更に本規約に基づく利用資格の有効期間を1年間自動で更新するものとし、以後も同様とする。

( 利用終了の手続 )

#### 第 7 条

利用者は、当法人に書面又は電子メールによって届け出ることにより、任意に利用を終了することができる。

(禁止事項)

第 8 条

利用者は、以下の行為を行ってはならないものとする。

- ( 1 ) 当法人の承認のない当法人名での活動又はその準備を目的とする行為
- ( 2 ) 当法人の運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為
- ( 3 ) 当法人の信用を毀損する行為又はそのおそれのある行為
- ( 4 ) 当法人に対して虚偽の申告、届出を行う行為
- ( 5 ) その他、当法人が不相当と判断する行為

(通知及び連絡先)

第 9 条

- 1 . 利用者は利用申込み時に名称、住所、電話番号、ファクシミリ番号、Eメールアドレス等の連絡先情報を当法人に登録するものとする。かかる情報に変更があった場合には、速やかに当法人の事務局に対して、書面、ファクシミリ又は電子メールによって通知するものとする。ただし、当該の通知を利用者が怠ったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。
- 2 . 本規約に基づく当法人から利用者に対する通知その他の連絡は、書面又は電子メールをもって行うものとする。この場合、当法人は、登録された利用者の連絡先に通知することをもって通知が行われたものとみなす。
- 3 . 当法人は、利用者に対する通知に関しては、当法人のWebサイト上に通知内容を公表することをもって、前項の通知に代えることができるものとする。この場合、公表の時点をもって、通知が到達したものとみなす。
- 4 . 本規約に基づく利用者から当法人に対する通知その他の連絡は、書面又は当法人の電子メールアドレスに対する電子メールによるものとする。
- 5 . 前項の通知が電子メールによって行われた場合は、当法人が判読できる状態で当該電子メールが到達した時点をもって、当法人に到達したものとす。

(個人情報の取り扱い)

第 1 0 条

- 1 . 当法人は、利用者の個人情報を適切に管理するものとする。
- 2 . 利用者は、当法人に登録した電子メールアドレスその他の個人情報を以下の目的で利用することに同意するものとする。
  - ( 1 ) 利用者への児童ポルノアドレスリストの提供のため

( 2 ) 利用者への利用料等に関する確認のため

( 損害賠償 )

第 1 1 条

- 1 . 児童ポルノアドレスリストの瑕疵に起因して、利用者が損害を被った場合、当法人は、当該損害を賠償する。ただし、当該損害が、利用者の故意・過失によって生じたものである場合には、この限りでない。
- 2 . 利用者は、第三者から、児童ポルノアドレスリストに関して、請求、異議、提訴等を受けた場合には、速やかに当法人にその旨を連絡し、事後の対応について当法人と協議するものとする。
- 3 . 利用者が前項の連絡を怠った場合には、第 1 項ただし書きを準用する。

( 規約の追加・変更 )

第 1 2 条

- 1 . 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、当法人が定めるものとする。
- 2 . 当法人は、本規約の全部又は一部を変更することができる。本規約が変更された場合、当法人は、第 9 条に定める方法により会員に通知するものとする。

( 準拠法及び合意管轄 )

第 1 3 条

- 1 . 当法人の活動又は本規約に関して、利用者に疑義が生じた場合には、当法人に協議を申し入れるものとし、双方が誠意をもって協議し解決に努めるものとする。
- 2 . 当法人の活動又は本規約に関して、利用者と当法人の間で紛争、訴訟等が発生した場合、その準拠法は日本法とする。
- 3 . 利用者と当法人の間に訴訟等が発生した場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

( 附則 )

第 1 条

平成 2 2 年度会員 ( 初年度発起会員 ) は、利用の申込みを要さず利用者となることができるものとする。

第 2 条

本規約は、平成 2 3 年 2 月 1 7 日からその効力を発する。